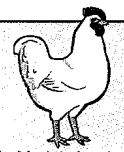


# 高病原性鳥インフルエンザへの対応について

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年の海外における発生状況を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」(平成15年9月17日消費・安全局衛生管理課長通知)を作成するとともに、平成15年12月の韓国での発生拡大を受け、各都道府県等に対応の徹底を指示していたところ。1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。
- ・ 発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに基づき、①発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、②発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

## 【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】



- 1 経緯
- 平成15年 9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。  
 (・発生時の防疫対応  
 ・本病のサーベイランスの方法 等)
- 平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。
- 平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。  
 (・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：34,640羽)  
 ・防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月17日 大分県において発生(第2例目)。  
 (・飼養状況14羽(チャボ13羽、あひる1羽)  
 ・汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月27日 京都府において発生(第3例目)。  
 (・発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：225,325羽)  
 ・養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。  
 ・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月 5日 第3例目の発生農場から北東へ4km離れた農場で発生(第4例目)。  
 (・発生農場：ブロイラー農場 飼養羽数：14,996羽)  
 (・発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施)
- 4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 2 政府の取組等
- 3月 2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。
- 3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。
- 3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置。
- 4月～ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。  
 (① 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化  
 ② 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化 等)
- 6月30日 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書取りまとめ。